

## ○情報連携の対象となる独自利用事務の事例

( ) 内は準ずる番号法別表第2の項

### (1) 平成29年7月より情報連携の対象となる事例

- ① 子どもの医療費助成に関する事務 (9、74)
- ② 小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務 (9)
- ③ 障害児通所給付費等の支給に関する事務 (10、11)
- ④ 障害福祉サービスの提供に関する事務 (10、11)
- ⑤ 予防接種に係る実費の徴収に関する事務 (法定事務に係るものを除く。) (18)
- ⑥ 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について (昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)」に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務 (26)
- ⑦ 地方公共団体が公営住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務 (31)
- ⑧ 特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務 (負担金に係る事務) 以外の事務であつて、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務 (補助金に係る事務) (37)
- ⑨ 地方公共団体が改良住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務 (54)
- ⑩ ひとり親等の医療費助成に関する事務 (57、65)
- ⑪ 児童の育成に係る手当、遺児に係る手当等の支給に関する事務 (57)
- ⑫ 母子家庭等及び寡婦に対する資金の貸付けに関する事務 (63)
- ⑬ ひとり親家庭等を対象とした給付金等の支給に関する事務 (65)
- ⑭ 重度心身障害者等の医療費助成に関する事務 (67、108)
- ⑮ 障害児の育成に係る手当等の支給に関する事務 (67、108)
- ⑯ 心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務 (67、108)
- ⑰ 障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務 (67、108)
- ⑱ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (以下「障害者総合支援法」という。) に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務 (日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等) (67、108)  
※ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業については、主務省令が定まるまでの当面の措置として情報連携を実施するものである。
- ⑲ 心身障害者扶養共済制度の掛金減免に関する事務 (67、108)
- ⑳ 高齢者の医療費助成に関する事務 (94)

- ⑳ 介護サービス等利用者負担軽減に関する事務（94）
- ㉑ 介護サービス等の給付に関する事務（介護用品支給に関する事務、日常生活用具の給付に関する事務、住宅改造等費用助成に関する事務、移動支援に関する事務等（介護保険法に基づく市町村特別給付及び地域支援事業を含む。））（94）
  - ※ 介護保険法に基づく地域支援事業（法定事務に係るものを除く。）及び市町村特別給付については、主務省令が定まるまでの当面の措置として情報連携を実施するものである。
- ㉒ 肝炎・結核等の感染症の医療費助成に関する事務（97）
- ㉓ 学資の貸与に関する事務（106）
- ㉔ 高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務（113）
- ㉕ 私立高等学校等への奨学給付金の支給に関する事務（113）
- ㉖ 就学援助に関する事務（小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。）（113）
- ㉗ 幼稚園就園奨励費の支給に関する事務（113、116）
- ㉘ 保育所保育料の減免・免除に関する事務（116）
- ㉙ 子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務（116）
- ㉚ 難病患者の医療費助成に関する事務（120）
- ㉛ 不妊治療費用の補助に関する事務（120）

## （2）平成30年7月以降に情報連携の対象となる事例

- ① 子どもの医療費助成に関する事務（70）
- ⑤ 高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務（106）
- ⑥ 私立高等学校等への奨学給付金の支給に関する事務（106）
- ③ 地方公共団体が特定優良賃貸住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務（特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づいて建設された特定公共賃貸住宅でないもの。）（85の2）
- ④ 妊産婦の医療費助成に関する事務（70）
- ⑤ 私立中学校等修学支援に関する事務（113）